

平成 年 月 日 税務署長殿		所管 業種 概況 要否 別表等	連結申告 一連番号
納税地 (フリガナ) 電話() -	連結親法人 整理番号	期木現在の 出資金額	連結グループ 整理番号 連結事業年度 (至) 年 月 日
代表者 自署押印	経理責任者 自署押印	旧納税地及び 旧法人名等	売上金額 兆 十億 百万 申告年月日 年 月 日
代表者 住所	添付書類 貸借対照表、損益計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、個別帰属額に関する書類、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書	申告区分 庁指定 局指定 指導等 区分	通信日付印 確認印 省略 直前事業年度 年度 月 日 年 月 日

平成 年 月 日

別表等要否 要 否

連結事業年度分の 申告書

平成 年 月 日

税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

項目	十億	百万	千	円	項目	十億	百万	千	円	
連結所得金額又は連結欠損金額 (別表四の二「46の①」)					この申告による還付金額					
法人税額 (同上の23%相当額)					所得税額等の還付金額 (34)					
法人税額の特別控除額 (別表六の二(三)「13」+別表六の二(四)「19」+別表六の二(五)「20」+別表六の二(六)「21」+別表六の二(七)「22」+別表六の二(八)「23」+別表六の二(九)「24」+別表六の二(十)「25」+別表六の二(十一)「26」+別表六の二(十二)「27」)					連結中間納付額 (12)-(11)					
差引法人税額 (2)-(3)					連結欠損金の繰戻しによる還付請求税額					
リース特別控除取戻税額 (別表六(十一)「30」+別表六(十四)「30」+別表六(十八)「30」+別表六(二十一)「31」)					計 (14)+(15)+(16)					
土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」+別表三(二)「25」+別表三(三)「20」)			0	0	この申告が修正申告である場合					
同上に対する税額 (27)+(28)+(29)					この申告による連結所得金額又は連結欠損金額					
法人税額計 (4)+(5)+(7)				0	課税土地譲渡利益金額					
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額					法人税額					
控除税額 ((8)-(9))と(32)のうち少ない金額					還付金額					
差引連結所得に対する法人税額 (8)-(9)-(10)				0	この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(((13)-(20))若しくは((13)+(21))又は((21)-(17)))				0	0
連結中間申告分の法人税額				0	連結欠損金等の当期控除額 (別表七の二「2の計」又は「13」)					
差引この申告により納付すべき法人税額 (11)-(12)				0	翌期へ繰り越す連結欠損金 (別表七の二「3の合計」)					
土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)				0	この申告の修正の場合					
同上 (別表三(二)「28」)				0	連結欠損金の当期控除額					
所得税の額 (別表六の二(一)「6の③」)					翌期へ繰り越す連結欠損金					
外国税額 (別表六の二(二)「17」)					土地譲渡税額 (別表三(三)「23」)				0	0
計 (30)+(31)					連結中間申告の場合にはその計算期間	平成 年 月 日	平成 年 月 日			
控除した金額 (10)					還付を受けるようとする金融機関等	銀行 支店 預金 郵便局	口座番号	貯金記号番号 (郵便貯金振込みの場合)		
控除しきれなかった金額 (32)-(33)					※税務署処理欄					